



# 第23期定時株主総会 招集ご通知

## CONTENTS

- 第23期定時株主総会招集ご通知 …… 1
- 事業報告 …… 3
- 計算書類 …… 20
- 監査報告書 …… 34

日時

2023年12月22日（金曜日）  
午前10時

場所

福岡県福岡市中央区天神二丁目14番2号  
福岡証券ビル6階  
ニッポンインシュア株式会社  
大会議室

ニッポンインシュア株式会社

証券コード：5843

証券コード 5843

2023年12月7日

(電子提供措置の開始日2023年11月30日)

株 主 各 位

福岡県福岡市中央区天神二丁目14番2号

**ニッポンインシュア株式会社**

代表取締役社長 坂 本 真 也

## 第23期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第23期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第23期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.nipponinsure.jp/ir/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

敬 具

## 記

1. 日 時 2023年12月22日（金曜日）午前10時
2. 場 所 福岡県福岡市中央区天神二丁目14番2号 福岡証券ビル6階  
ニッポンインシュア株式会社 大会議室  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項 第23期（2022年10月1日から2023年9月30日まで）事業報告及び  
計算書類報告の件

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

# 事業報告

(2022年10月1日から  
2023年9月30日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行により、社会経済活動も緩やかに持ち直しが見られた一方で、各種物価の上昇によるコスト高や為替相場の変動が続いており、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社の関連業界である賃貸不動産業界においては、デジタル技術の進化により、契約手続きのデジタル化が進んでおります。具体的には、契約書類のオンライン化や電子署名の導入が行われており、紙の契約書の作成や保管、運送といった手間を省くことが可能となってきております。また、電子契約システムの導入により、契約のスピードアップやリモートでの取引が可能となるなど、業界全体のデジタルトランスフォーメーション（DX）が進展しております。

このような事業環境のもと、当社は多様化する顧客ニーズに対応するべく、これまで培ってきたノウハウを活用し、保証システム及び取扱店様向け顧客情報管理システムの改修を図り、サービスの業容拡大を目指してまいりました。

この結果、当事業年度の経営成績は、売上高2,876,511千円（前期比10.4%増）、営業利益291,668千円（前期比26.4%減）、経常利益292,172千円（前期比28.1%減）、当期純利益196,885千円（前期比22.9%減）となりました。

区 分	前事業年度 2021年10月1日から 2022年9月30日まで	当事業年度 2022年10月1日から 2023年9月30日まで	前期比増減率
売 上 高	2,604,788千円	2,876,511千円	10.4%
保 証 事 業	2,408,726千円	2,674,267千円	11.0%
そ の 他	196,062千円	202,243千円	3.2%
営 業 利 益	396,333千円	291,668千円	△26.4%
経 常 利 益	406,385千円	292,172千円	△28.1%
当 期 純 利 益	255,390千円	196,885千円	△22.9%

### (保証事業)

保証事業におきましては、積極的な新規取引先の開拓を継続することにより、新規優良顧客の獲得に努め、シェア拡大を目指してまいりました。また、既存クライアントへは随時情報収集を行い、新たな商品設計の提案を行うなど、各施策を実施し顧客ニーズへの対応強化を図ったため、契約件数が順調に推移しました。その他、SMSを使ったWEB請求・オートコール・AIオペレータによるオートメーション化を図るなど、回収効率向上にも取り組んでまいりました。

この結果、本報告セグメントの売上高は2,674,267千円（前期比11.0%増）、セグメント利益は538,034千円（前期比12.5%減）となりました。

### (その他)

その他の区分におきましては、ランドリーサービスについては、店舗の美化向上に向けた業者による清掃を行い、「安心、安全、清潔」な店舗を維持するように努めました。

フィットネスサービスについては、お客様一人ひとりに合わせたサポート体制を目指し、ストレッチ教室の開催やカウンセリングを通じてフォロー体制を強化してまいりました。さらに、近隣のスーパーなどを活用した集客活動を通じて、新規会員の獲得を積極的に行ってまいりました。

この結果、本報告セグメントの売上高は202,243千円（前期比3.2%増）、セグメント利益は28,837千円（前期比1.7%増）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は、39,660千円となりました。その主なものは、基幹システムの改修費用15,325千円であります。

## (3) 資金調達の状況

当社は、取引金融機関5行と総額800,000千円の当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における実行残高は479,500千円となりました。その内訳は、収納代行業務に伴うクライアント送金の一部資金460,000千円、運転資金として19,500千円であります。機動的かつ安定的な調達を目的としており、短期で決済されるものとなります。

#### (4) 対処すべき課題

当社の主力商品である家賃債務保証サービスを取り巻く環境は、少子高齢化、晩婚化の進行とともに単身世帯が年々増加の一途をたどっており、賃貸住宅の需要は、今後も増加が見込まれております。加えて、2020年4月施行の民法改正によって、連帯保証人の保証限度額の設定が義務化されたことも好影響となり、今後も保証会社の利用は高まることが予想されております。

このような社会情勢の下、連帯保証人制度に代わる機関保証の普及を実現するというミッションを推進していくため、当社は、基幹ビジネスである家賃債務保証サービスを積極的に拡大していくとともに、家賃債務保証サービスを含めた介護費債務保証サービス、入院費債務保証サービスの市場開拓を進め事業拡大を目指し企業価値の向上に取り組んでまいります。そのため次の項目を重点課題として取り組んでまいります。

##### ①保証事業の開拓・展開

保証事業においては、家賃債務保証サービスを主として介護費債務保証サービス、入院費債務保証サービスの拡販に注力しております。家賃債務保証サービスについては、積極的な新規取引先の開拓を継続することにより新規優良顧客の獲得に努める他、既存クライアントに対しても、商品の改訂や新たな商品の開発・販売を促進するなど、引き続きお客様のニーズを的確に捉え収益に繋げていく必要があると考えております。介護費債務保証サービス及び入院費債務保証サービスについては、引き続きパートナー企業との協業を通じて、成長事業としての展開をさらに加速させ、家賃債務保証サービスに並ぶ主力商品となるよう、引き続き拡販を進めてまいります。

##### ②優秀な人材の確保及び教育研修の実施

当社の安定した堅実な成長には、継続的に優秀な人材を確保することが重要だと考えております。また、採用後も教育研修実施の機会・内容を充実させ、当社の企業理念及び経営方針を理解した、当社の成長を支える社員の育成を行ってまいります。

##### ③内部管理体制の整備・運用

当社においては、内部管理体制の強化のため諸規程・規則の整備等を行い、組織的に業務運営を行うための体制を構築しており、引き続き、内部管理体制の整備に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

#### (5) 財産及び損益の状況

区 分	第20期 2020年9月期	第21期 2021年9月期	第22期 2022年9月期	第23期 (当期) 2023年9月期
売 上 高	1,735,547千円	2,169,040千円	2,604,788千円	2,876,511千円
経 常 利 益	148,525千円	193,268千円	406,385千円	292,172千円
当 期 純 利 益	100,568千円	105,186千円	255,390千円	196,885千円
1株当たり当期純利益	502,841円64銭	52円59銭	127円69銭	98円44銭
総 資 産	1,807,579千円	2,256,829千円	2,911,208千円	3,407,640千円
純 資 産	546,721千円	651,908千円	905,613千円	1,102,499千円
1株当たり純資産額	2,733,608円94銭	325円95銭	452円80銭	551円24銭

- (注) 1. 記載金額（1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は除く）は、千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 2021年3月26日付で普通株式1株につき普通株式1,000株の割合で株式分割を行っております。これに伴い第21期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。また、2023年5月1日付で普通株式1株につき普通株式10株の割合で株式分割を行っております。これに伴い第21期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

#### (6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

#### (7) 主要な事業内容

事 業	主 要 商 品
保 証 事 業	家賃債務保証サービス、介護費債務保証サービス、入院費債務保証サービス
そ の 他	ランドリーサービス、フィットネスサービス

(8) 主要な支店及び営業所

本 社	福岡市中央区	仙 台 支 店	仙台市青葉区
新 潟 支 店	新潟市中央区	東 京 支 店	東京都千代田区
神 奈 川 支 店	神奈川県藤沢市	大 阪 支 店	大阪市北区

(9) 従業員の状況 (2023年9月30日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
108名 [12名]	7名増 [3名増]	37.5歳	4.5年

セグメントの名称	従業員数
保証事業	84名 [4名]
その他	15名 [5名]
全社 (共通)	9名 [3名]
合計	108名 [12名]

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、休職者を含んでおりません。  
2. 従業員数欄の [外書] は臨時従業員の年間平均雇用人員であります。  
3. 臨時従業員にはパートタイマーの従業員を記載し、派遣社員を除いております。

(10) 主要な借入先 (2023年9月30日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	370,000千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	80,000千円
株 式 会 社 福 岡 銀 行	18,104千円

(11) その他株式会社の現況に関する重要な事項

計算書類 個別注記表重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、当社は、2023年10月3日に東京証券取引所スタンダード市場に株式を上場いたしました。これに伴い行った増資により、資本金は347,564千円となっております。

## 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 8,000,000株

(2) 発行済株式の総数 2,000,000株

(3) 株主数 11名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
三 好 修	620,000 株	31.0 %
三 好 京 子	350,000	17.5
株式会社Mサポート	300,000	15.0
株式会社サンコー管理	300,000	15.0
矢 野 泉	100,000	5.0
坂 本 真 也	80,000	4.0
竹 村 洋 一	80,000	4.0
徳 岡 拓 郎	80,000	4.0
渡 辺 誠	60,000	3.0
今 野 幸 輝	20,000	1.0

(5) その他株式に関する重要な事項

（後発事象としての発行済株式の総数の変動）

当社は、2023年10月3日で東京証券取引所スタンダード市場へ新規上場したことに伴う公募増資により、発行済株式の総数は650,000株増加しております。

また、当社はこの上場にあたり、2023年8月29日開催の取締役会において、野村證券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しに関連して、同社を割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を決議し、2023年10月31日に払込が完了いたしました。これにより、発行済株式の総数は144,300株増加しております。この結果、発行済株式の総数は2,000,000株から2,794,300株となりました。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
第1回新株予約権

決議年月日	2021年3月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名
新株予約権の数	11,900個 (新株予約権1個につき普通株式10株)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 119,000株
新株予約権の行使時の払込金額	650円
新株予約権の行使期間	2023年3月27日～2031年3月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 650円 資本組入額 325円
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位又はこれに準じた地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りでない。 その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。

- (注) 1. 2023年5月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
2. 当事業年度中に退任者1名の権利喪失により新株予約権の個数並びに目的となる株式の数は4,325個(43,250株)減少しております。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等 (2023年9月30日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	坂本 真也	
取締役	竹村 洋一	管理事業部管掌
取締役	徳岡 拓郎	営業事業部管掌
取締役	兼田 康文	兼田公認会計士税理士事務所 代表 九州ネクスト株式会社 社外監査役 株式会社レベルファイブ 社外監査役 株式会社メディアアース・ジャパン 社外監査役 株式会社トーニン 社外監査役 トーニンビル管理株式会社 社外監査役 医療法人鎮寿会 監事 フィナンシャルフォース株式会社 代表取締役
取締役	北原 正	社会保険労務士法人COMMITMENT 代表社員 株式会社Team Next 代表取締役 一般社団法人人材開発推進協会 理事 有限会社日本人材教育センター 代表取締役 一般社団法人福岡県中小企業家同友会 理事
常勤監査役	大川 利則	
監査役	中川 真紀	中川真紀税理士事務所 代表 中川真紀行政書士事務所 代表 大野運送株式会社 社外監査役 渡辺電機株式会社 社外監査役
監査役	橋本 道成	弁護士法人如水法律事務所 代表 株式会社トリアルホールディングス 社外監査役 株式会社SENTAN Pharama 社外取締役 株式会社キャム 社外監査役 株式会社QPS研究所 社外取締役

- (注) 1. 兼田康文氏及び北原正氏は、社外取締役であります。  
 2. 兼田康文氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 3. 北原正氏は、特定社会保険労務士の資格を有しており、企業労務及び関連法規に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 4. 中川真紀氏及び橋本道成氏は、社外監査役であります。  
 5. 中川真紀氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 6. 橋本道成氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。

7. 当事業年度中の取締役の異動

- ・2023年5月29日開催の臨時株主総会終結の時をもって、取締役 渡辺誠氏が任期満了により退任しました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役を除く。）及び監査役との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額である旨、定款に定めております。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社の取締役及び監査役（社外含む）を被保険者として、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しています。保険期間中に被保険者が行ったその地位に基づく職務に起因して損害賠償請求がされた場合、当該保険契約により法律上の損害賠償金及び争訟費用を補填することとしています。ただし、故意又は重過失に起因して生じた損害は当該保険契約によって補填されない等、一定の免責事由を設け、役員などの職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。なお、保険料は、当社がその総額を負担しています。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 役員等の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

a 基本方針

当社の役員報酬は、優秀な人材を当社の取締役として確保し、かつ取締役の経営意欲の向上及び経営能力の最大限の発揮と、取締役の経営責任を明確にすることを基本方針としております。短期的な業績だけでなく中長期的な企業価値の向上への貢献を促す役員報酬制度の構築を目指しております。

b 報酬限度額

取締役の報酬限度額は、2022年12月22日開催の第22期定時株主総会において、年額200百万円以内（うち社外取締役15百万円以内）と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の数は6名（うち社外取締役2名）であります。また、監査役の報酬限度額は、2022年12月22日開催の第22期定時株主総会において、年額30百万円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査役の数は3名であります。

### c 報酬体系

取締役及び監査役の報酬については報酬限度額を定時株主総会で決議しており、各取締役の報酬については職務内容及び当社の状況等を勘案のうえ取締役会の承認により、各監査役については職務の内容、経験及び当社の状況等を勘案のうえ監査役会での協議により決定しております。

当事業年度において当社の取締役の役員報酬制度としては、固定報酬制を採用しております。

### d 報酬の決定

取締役の報酬等の額は、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内において、担当・職務・各期の業績・貢献度等を総合的に勘案して各取締役の報酬等の額を決定しております。取締役及び監査役の報酬等の額は、経営に対する独立性を確保するため全額を固定報酬としており、その具体的金額については、取締役会及び監査役会で報酬限度額の範囲内において協議のうえ、決定しております。

## ② 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	非金銭報酬等	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	76,722 (4,950)	62,170 (3,600)	6,441 (900)	—	8,111 (450)	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	12,174 (4,800)	9,444 (3,600)	1,692 (900)	—	1,038 (300)	3 (2)

(注) 退職慰労金は当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額を記載しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先の状況	当社との関係
取締役	兼田 康文	兼田公認会計士税理士事務所 代表 九州ネクスト株式会社 社外監査役 株式会社レベルファイブ 社外監査役 株式会社メディアース・ジャパン 社外監査役 株式会社トーニン 社外監査役 トーニンビル管理株式会社 社外監査役 医療法人鎮寿会 監事 フィナンシャルフォース株式会社 代表取締役	記載すべき関係はありません。
取締役	北原 正	社会保険労務士法人COMMITMENT 代表社員 株式会社Team Next 代表取締役 一般社団法人人材開発推進協会 理事 有限会社日本人材教育センター 代表取締役 一般社団法人福岡県中小企業家同友会 理事	記載すべき関係はありません。
監査役	中川 真紀	中川真紀税理士事務所 代表 中川真紀行政書士事務所 代表 大野運送株式会社 社外監査役 渡辺電機株式会社 社外監査役	記載すべき関係はありません。
監査役	橋本 道成	弁護士法人如水法律事務所 代表 株式会社トライアルホールディングス 社外監査役 株式会社SENTAN Pharama 社外取締役 株式会社キャム 社外監査役 株式会社QPS研究所 社外取締役	記載すべき関係はありません。

- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係  
記載すべき事項はございません。

- ③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	兼 田 康 文	当事業年度に開催された取締役会18回すべてに出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から意見を述べ、監督、助言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っており、期待される役割を果たしております。
取締役	北 原 正	当事業年度に開催された取締役会18回すべてに出席いたしました。主に社会保険労務士としての専門的見地から意見を述べ、監督、助言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っており、期待される役割を果たしております。
監査役	中 川 真 紀	当事業年度に開催された取締役会18回すべてに出席いたしました。主に税理士としての専門的見地から意見を述べ、監督、助言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っております。 また、当事業年度に開催された監査役会15回すべてに出席し、内部統制について必要な発言を行っており、期待される役割を果たしております。
監査役	橋 本 道 成	当事業年度に開催された取締役会18回すべてに出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から意見を述べ、監督、助言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っております。 また、当事業年度に開催された監査役会15回すべてに出席し、内部統制について必要な発言を行っており、期待される役割を果たしております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24百万円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について、監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合、公序良俗に反する行為があったと判断する場合、その他会計監査人に当社の監査を継続させることが相当でないと判断する場合には、当該会計監査人の解任又は不再任を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下の通りであります。

#### ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役は反社会的勢力からの不当な要求に対しては、いかなる場合においても、金銭その他の経済的利益を供与しないことを基本姿勢とし、関係機関との連携や組織一体となった対応を図るなどして、これらの勢力との関係を遮断しております。
- ・取締役は経営理念に基づき定められた行動規範を社内に周知徹底させるとともに、教育等を通じて意識の向上・維持を図りながら、自ら率先して実施しております。
- ・法令等の遵守と企業倫理の徹底は経営の原点であるとの認識のもと、リスク・コンプライアンス推進委員会を設置し、社内外相談窓口を設置し、取締役自らがコンプライアンスを積極的に推進しております。
- ・代表取締役直属の組織として内部監査室を設け、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について、定期的な監査を実施し、その結果を常勤監査役と連携するとともに、代表取締役に報告しております。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る重要な意思決定及び報告等に関する情報の取扱いは、文書管理規程に基づき、人事・総務課を主管部署として、適切に保存及び管理しております。取締役及び監査役は、常時これらの文書及び電磁的媒体による記録を閲覧することができます。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の損失の最小化を図るため、リスク・コンプライアンス推進委員会を設置し、経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクに対し、未然防止・再発防止及び迅速な対応に努めております。

内部監査室は、業務を分掌する各事業部におけるリスク管理の状況について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役及び監査役に報告しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の業務執行の効率化を実現するため、組織、業務分掌、職務権限等を定めた各種規程を定めております。また、定時取締役会を毎月1回、重要経営指標を報告する月次報告会を毎月1回、臨時取締役会を必要に応じて開催し、迅速な意思決定が行える体制を構築しております。

⑤ 従業員の職務執行の法令等への適合を確保するための体制

- ・反社会的勢力に対しては、いかなる場合においても、金銭その他の経済的利益を供与しないことを基本姿勢とし、これを社内に周知し、明文化しております。
- ・経営理念に基づく行動規範を定め、社内に周知徹底させるとともに、従業員への教育等を通じて意識の向上・維持を図っております。
- ・法令等の遵守と企業倫理の徹底は経営の原点であるとの認識のもと、リスク・コンプライアンス推進委員会を設置し、社内外相談窓口を設置し、相談者保護等適切な運営を図っております。
- ・業務運営の適正性と経営効率の向上を図るため、業務執行に対して中立性を持った内部監査組織を設置し、各部門・事業所における法令等の遵守や業務執行の状況等について監査しております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、要請に応じて監査役の業務補助のための使用人を置くこととし、その人事については、監査役と協議の上、決定することとしております。

⑦ 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役からの指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人への指揮命令は監査役が行うものとし、人事異動・評価等を行う場合には、予め監査役と協議し、監査役の意見を重視することとしております。

- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制並びに監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、又はその事実を発見した場合、役職員が法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると考えられるときは、直ちに監査役に直接報告を行うものとしております。また、監査役監査規程に基づき、監査役に対する報告事項について実効的かつ機動的な報告がなされるよう、社内体制の整備を行い、監査役に対しての報告体制を確立しております。さらに、監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するため、内部通報制度においては、通報者に対する不利益な取扱いを禁止するものとしております。

- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が監査の実施のために生じた費用を請求するときは、監査役の求めに応じて適切に処理するものとしております。

- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- ・ 当社は、反社会的勢力に対して取引を含む一切の関係を遮断することを基本方針とし、これらの実効性を確保するため対応規程を整備するとともに、顧問弁護士や警察等外部の専門機関と適宜連携しながら、反社会的勢力による経営活動への関与や反社会的勢力からの被害を防止するための対応を行うものとしております。
- ・ 反社会的勢力による不当な要求に対しては代表取締役の指示の下、管理事業部長を統括責任者とし、社内外の関係部署と情報の収集及び情報の共有を図り対処を行います。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次の通りであります。

- ① 定時取締役会を毎月1回、また臨時取締役会を必要に応じて開催しております。取締役会の開催に際しては、事前に資料を共有するなどの方法により、取締役会における意思決定と監督の実効性及び効率性を確保しております。
- ② 監査役は、監査計画に基づき監査を行うとともに、代表取締役及び他の取締役と意見交換を実施しております。また、内部監査室を設置し、監査役と適切に連携しております。
- ③ 社内に内部通報制度を設け、その結果を役員に報告し、検討しております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実等を図ることが重要であると考え、株主に対する利益還元も経営の重要課題であると認識しております。今後の配当政策の基本方針としましては、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案した上で、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。内部留保資金につきましては、事業拡大を目的とした中長期的な事業原資として利用していく予定であります。

なお、当社は、2023年11月10日の取締役会において、株主の皆様への安定的かつ継続的な配当の実施を通じた利益還元の姿勢をより明確化することにより、更なる株主の獲得、並びに株主基盤の強化を図ることが当社企業価値の更なる向上において重要であるとの考えから、事業拡大のための投資を見据えるとともに、継続的な配当を行うため、年1回の期末配当として配当性向10%以上を目標とすることを基本方針として定めております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2023年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>2,943,412</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,215,693</b>
現金及び預金	1,729,700	短期借入金	479,500
売掛金	18,660	1年以内返済予定の長期借入金	864
未収入金	563,073	リース債務	4,386
求償債権	952,992	未払金	84,535
その他の他	39,558	未払法人税等	50,202
貸倒引当金	△360,572	預り金	127,146
<b>固定資産</b>	<b>464,228</b>	前受収益	1,088,405
<b>有形固定資産</b>	<b>34,807</b>	賞与引当金	65,991
建物	16,832	役員賞与引当金	2,400
リース資産	13,059	保証履行引当金	305,091
その他の他	4,916	その他の他	7,170
<b>無形固定資産</b>	<b>61,882</b>	<b>固定負債</b>	<b>89,447</b>
ソフトウェア	52,449	長期借入金	7,240
その他の他	9,432	リース債務	10,234
<b>投資その他の資産</b>	<b>367,538</b>	退職給付引当金	27,165
投資有価証券	20,000	役員退職慰労引当金	44,807
繰延税金資産	218,717	<b>負債合計</b>	<b>2,305,141</b>
その他の他	128,821	<b>(純資産の部)</b>	
		株主資本	1,102,499
		資本金	50,000
		資本剰余金	70,228
		その他資本剰余金	70,228
		利益剰余金	982,270
		利益準備金	8,200
		その他利益剰余金	974,070
		繰越利益剰余金	974,070
		<b>純資産合計</b>	<b>1,102,499</b>
<b>資産合計</b>	<b>3,407,640</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>3,407,640</b>

# 損益計算書

(2022年10月1日から  
2023年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	2,876,511
売上原価	1,204,044
売上総利益	1,672,466
販売費及び一般管理費	1,380,798
営業利益	291,668
営業外収益	
受取利息	20
受取配当金	2,815
受取賃貸料	1,496
償却債権取立益	950
その他	1,495
営業外費用	
支払利息	1,147
支払手数料	335
上場関連費用	4,475
その他	316
経常利益	292,172
税引前当期純利益	292,172
法人税、住民税及び事業税	157,326
法人税等調整額	△62,040
当期純利益	196,885

# 株主資本等変動計算書

(2022年10月1日から  
2023年9月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	50,000	70,228	70,228	8,200	777,184	785,384	905,613	905,613
当期変動額								
当期純利益					196,885	196,885	196,885	196,885
当期変動額合計	—	—	—	—	196,885	196,885	196,885	196,885
当期末残高	50,000	70,228	70,228	8,200	974,070	982,270	1,102,499	1,102,499

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等…移動平均法による原価法

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物	19年～34年
その他	3年～5年

#### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

ソフトウェア（自社利用分） 5年

#### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

#### ③ 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### ④ 保証履行引当金

家賃保証の保証履行による損失に備えるため、当事業年度末における将来の損失発生見込額を計上しております。

⑤ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額から特定退職金共済制度の給付見込額を控除した額を退職給付引当金として計上しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑥ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

① 保証事業

保証事業においては主に家賃債務保証サービス及び当該サービスに関連した業務受託サービスを提供しております。

家賃債務保証サービスにかかる保証料収入は、「金融商品に関する会計基準」〔企業会計基準第10号2019年7月4日〕に基づき、保証期間にわたって収益計上しております。

業務受託サービスは、サービス提供時点において収益を認識しております。また、業務受託サービスに関する取引の対価は、契約条件に従い、概ね1ヶ月以内に受領しております。

② その他

その他においては主にフィットネスサービスを提供しております。

フィットネスサービスには主に入会金及び月会費が含まれております。入会金及び月会費は一定の期間にわたり移転される財又はサービスに関する収益として、入会月から履行義務を提供する期間にわたり収益を認識しております。入会金の提供期間は、過去の実績に基づき入会から退会までの期間を平均し算出しております。入会金及び月会費に関する取引の対価は、契約条件に従い、サービス提供開始から概ね1ヶ月以内に受領しております。なお、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(5) その他計算書類の作成の基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

控除対象外消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

時価の算定に関する会計基準

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

### (1) 貸倒引当金

#### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 360,572千円

#### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

求償債権のうち、一定の滞納月数を超えておらず、回収不能となる兆候が個別にみられないものについては、一般債権等として将来の予想損失額を見込んで貸倒引当金を計上しております。予想損失額は過去の一定期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の平均値に基づき算定しております。

また、求償債権のうち、一定の滞納月数を超えるものについては、貸倒懸念債権等特定の債権として、個別に求償債権残高から回収可能見込額を控除した回収不能見込額に基づき貸倒引当金を計上しております。見積もられた予想損失額に関して、保証委託者の状況や経済環境が変化した場合には、貸倒引当金残高が変動し、損益に影響を及ぼす可能性があります。

### (2) 保証履行引当金

#### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

保証履行引当金 305,091千円

#### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

保証履行引当金は、保証契約に定める保証限度額の範囲において翌事業年度以降に生じると見込まれる求償債権や費用の発生見込額に基づき、保証履行による将来の予想損失額を計上しております。

求償債権や費用の発生見込額を見積もる際には、保証委託者の状況、過去の一定期間における回収実績及び保証終了時の滞納累積月数の実績並びに弁護士費用や強制執行に要する追加費用の発生実績に基づき算出しております。見積もられた予想損失額に関して、保証委託者の状況や経済環境が変化した場合には、保証履行引当金残高が変動し、損益に影響を及ぼす可能性があります。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 契約負債の金額 1,294千円  
※ 契約負債は、貸借対照表上、流動負債の「その他」に含まれております。

(2) ①担保に供している資産  
その他（投資不動産） 23,809千円

②担保に係る債務  
1年内返済予定の長期借入金 864千円  
長期借入金 7,240千円  

---

計 8,104千円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 92,406千円

(4) 保証債務  
債務保証額（月額家賃総額） 9,711,204千円

(5) 当座貸越契約及びコミットメントライン契約

資金の機動的かつ安定的な調達を目的として取引金融機関5行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しており、当期末における当座貸越契約及びコミットメントライン契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額及びコミットメントライン契約の総額	800,000千円
借入実行残高	479,500 //
<hr/> 差引額	320,500千円

#### 5. 損益計算書に関する注記

顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「10. 収益認識に関する注記」の「(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式 2,000,000株

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	83,416千円
保証履行引当金	92,929千円
賞与引当金	20,100千円
未払事業税	5,378千円
退職給付引当金	8,274千円
役員退職慰労引当金	13,648千円
その他	12,928千円
繰延税金資産小計	236,675千円
評価性引当額	△17,958千円
繰延税金資産合計	218,717千円

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当社は、市場環境や販売状況を勘案して必要な資金を調達（主に銀行借入）しております。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

#### ②金融商品の内容及びそのリスク及びリスク管理体制

売掛金及び未収入金は、主に家賃収納代行業務の当社立替分、フィットネスサービス売上の未収入分及び家賃保証業務委託手数料の未収入分が含まれております。家賃収納代行業務の当社立替分及びフィットネスサービス売上の未収入分に関しては、収納機関からの収納通知が届くまでの間当社が立て替えている債権であり、リスクは僅少であります。業務委託手数料の未収入分は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、債権管理規程に従って、回収状況について適時に報告を行い、貸倒懸念がある場合は速やかに対処するものとしております。

求償債権は、借借人の信用リスクに晒されております。当該リスクに対して、保証契約締結時の審査において、信用リスクを調査し、契約可否の判断を行います。また、求償権の行使は借借人から速やかに債権を回収できるよう、社内体制を整備しております。

投資有価証券は、非上場株式であり、発行会社の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金の確保を目的としたものであります。資金調達にかかる流動性リスクは各部署からの報告に基づき資金計画を立案し、毎月取締役会に報告され適切に管理されております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年9月30日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未収入金、求償債権、短期借入金、未払金、未払法人税等、預り金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 長期借入金（1年以内返済予定を含む）	8,104	8,104	—
(2) リース債務（1年以内返済予定を含む）	14,621	14,146	△474

（注）市場価格のない株式等は非上場株式（貸借対照表価額20,000千円）であり、上記表に含めておりません。

(3) 金融商品の時価レベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価  
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	8,104	—	8,104
リース債務	—	14,146	—	14,146

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金及びリース債務

長期借入金及びリース債務については、元利金の合計額を同様の新規借入・契約を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。レベル2の時価に分類しております。

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主 (個人)が 議決権の 過半数を 所有して いる会社	株式会社 三好不動産 (注2)	福岡市 中央区	50,000	不動産業	—	債務保証 業務受託	業務委託 手数料 (注1)	27,336	売掛金	4,273
							事務手数料 (注1)	37,723		

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

市場実勢価格を勘案し、一般的な取引条件で行っております。

2. 当社の主要株主三好修が、議決権の52.20%を間接所有しております。

## 10. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント	その他	合計
	保証事業		
売上高			
顧客との契約から生じる収益	231,330	202,243	433,573
その他の収益	2,442,937	—	2,442,937
外部顧客への売上高	2,674,267	202,243	2,876,511
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—
計	2,674,267	202,243	2,876,511

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ランドリーサービス及びフィットネスサービスを含んでおります。

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	19,041
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	18,066
契約負債（期首残高）	1,588
契約負債（期末残高）	1,294

契約負債は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しており、セグメントのその他のフィットネスサービスにおける入会金収入の前受金に関するものです。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は1,570千円でありませ

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度
1年以内	1,255
1年超2年以内	39
合計	1,294

## 11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 551円24銭

1株当たり当期純利益 98円44銭

(注) 当社は、2023年5月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割については、当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

## 12. 重要な後発事象に関する注記

### (1) 公募による新株の発行

当社は、株式会社東京証券取引所より上場承認を受け、2023年10月3日に東京証券取引所スタンダード市場に株式を上場いたしました。この株式上場にあたり、2023年8月29日及び2023年9月12日開催の取締役会において、下記の通り募集株式の発行について決議し、2023年10月2日に払込が完了いたしました。

(1)募集方法	一般募集(ブックビルディング方式による募集)
(2)募集株式の種類及び数	当社普通株式 650,000株
(3)発行価格	1株につき 810円
(4)引受価格	1株につき 749.25円
(5)資本組入額	1株につき 374.625円
(6)引受価格の総額	487,012,500円
(7)資本組入額の総額	243,506,250円
(8)払込期日	2023年10月2日
(9)資金の用途	家賃債務保証等の管理を行っている保証システム(業務系基幹システム)及び取扱店向け顧客契約情報管理システムの開発を中心とした設備投資資金、並びに不動産管理会社及び賃貸人への賃料等の代位弁済による立替金や人材採用・教育を中心とした運転資金に充当する予定であります。

(2) 第三者割当による新株の発行

当社は、2023年8月29日開催の取締役会において、野村證券株式会社が行う第三者割当の方法によるオーバーアロットメントによる当社株式売出しに関連して、下記の通り同社を割当先とする第三者割当増資による新株の発行を決議し、2023年10月31日に払込が完了いたしました。

(1)募集方法	第三者割当(オーバーアロットメントによる売出し)
(2)募集株式の種類及び数	当社普通株式 144,300株
(3)割当価格	1株につき 749.25円
(4)資本組入額	1株につき 374.625円
(5)割当価格の総額	108,116,775円
(6)資本組入額の総額	54,058,388円
(7)払込期日	2023年10月31日
(8)資金の使途	家賃債務保証等の管理を行っている保証システム(業務系基幹システム)及び取扱店向け顧客契約情報管理システムの開発を中心とした設備投資資金、並びに不動産管理会社及び賃貸人への賃料等の代位弁済による立替金や人材採用・教育を中心とした運転資金に充当する予定であります。

13. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2023年11月17日

ニッポンインシュア株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
福岡事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 荒牧 秀樹  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 宮 寄 健  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ニッポンインシュア株式会社の2022年10月1日から2023年9月30日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年10月1日から2023年9月30日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事務所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている主要株主等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

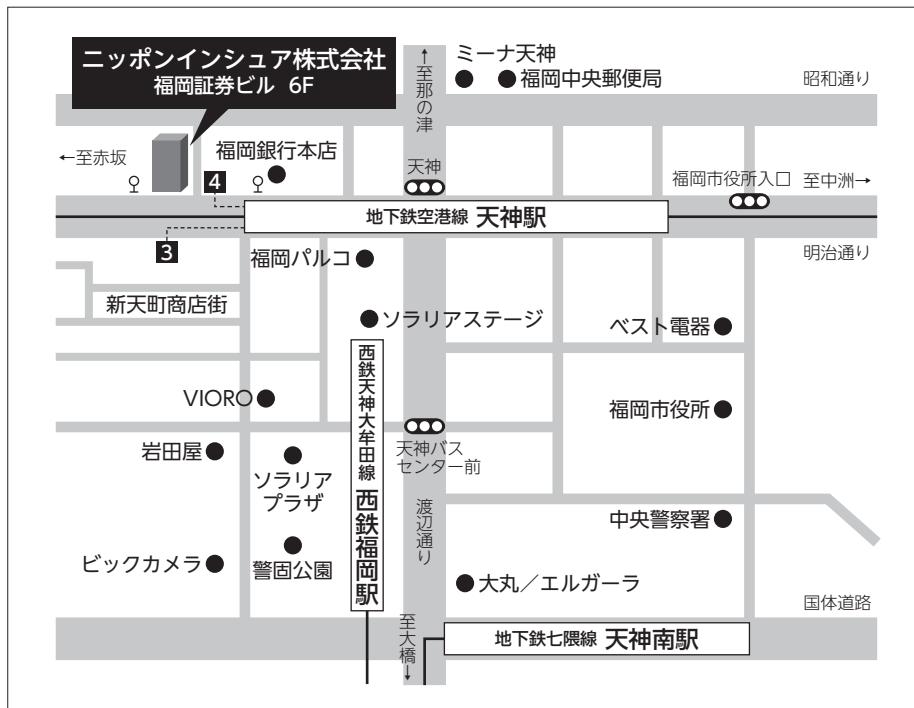
2023年11月20日

ニッポンインシュア株式会社 監査役会		
常勤監査役	大川利則	㊟
社外監査役	中川真紀	㊟
社外監査役	橋本道成	㊟

以上

# 株主総会会場ご案内図

会 場 福岡県福岡市中央区天神二丁目14番2号 福岡証券ビル6階  
ニッポンインシュア株式会社 大会議室  
TEL：092-726-1080



交通 福岡市地下鉄空港線「天神」駅 4番出口より徒歩1分  
西鉄バス「福岡証券ビル前 (13B)」 徒歩1分  
西鉄バス「天神福銀本店前 (13A)」 徒歩1分

◎お願い 当日は、会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。

